

「(仮称) 白石越河風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項	備 考
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 対象事業実施区域内には、流域保全上重要な森林である保安林が存在しており、また、当該区域には、多数の住居が存在している。 このことから、事業計画の具体化に当たっては、風車の配置のほか、送電線の設置やアクセス道の拡幅等も含めて、周辺の自然環境や生活環境に最大限配慮すること。また、その検討経緯を明確に準備書に記載すること。</p>	<p>(配慮書段階と同様の意見。)</p>	<p>【山本会長】</p>
<p>(2) 環境影響評価の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。また、調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応すること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	<p>【山本会長】</p>
<p>(3) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の位置、規模、配置及び構造を検討すること。</p>	<p>(配慮書段階と同様の意見。)</p>	
<p>(4) 対象事業実施区域周辺の地域住民、関係自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	<p>【山本会長】</p>
<p>【2 個別事項】</p> <p>(1) 騒音・低周波音 騒音及び低周波音については、風車からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考とするなど、その時点で最新の知見に基づいて、適切に評価を行うこと。</p>	<p>② 騒音や低周波音については、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインなど、最新の知見を活かして評価を行うこと。</p>	<p>【永幡委員】</p>
<p>(2) 水質 対象事業実施区域及びその周辺は、水道水源として重要な地域であることから、工事の実施による土砂や濁水の発生に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離の確保に努めること。また、事業実施に当たっては、土工量の抑制や仮設沈砂地の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えるための環境保全措置を検討すること。</p>	<p>(配慮書段階で水質に関する意見があったため、方法書段階においても改めて記載する。)</p>	

<p>(3) 地形及び地質 対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域（土石流）及び山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）に指定された溪流の流域とともに、土砂災害危険箇所（土石流危険溪流）として抽出された区域が多く存在していることから、事業実施に伴う改変が周辺の土石流災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、十分な防止策等を講じられないと判断される場合は、事業実施区域の見直しを行うこと。</p>	<p>③ 対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域（土石流）（P171）及び山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）（P172）に指定された溪流の流域とともに、土砂災害危険箇所（土石流危険溪流）として抽出された区域が多く存在している（P173）ことから、事業実施に伴う改変が周辺の土石流災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、十分な防止策等を講じられないと判断される場合は、事業実施区域の見直しを行うこと。</p>	<p>【伊藤委員】</p>
<p>(4) 動物 イ 動物の調査に当たっては、環境保全措置を予め念頭に置いた上で、風車の構造や機能の設定を行い、適切に予測及び評価すること。 ロ 一般的にコウモリは、強風時に飛翔しないことから、適切なカットイン風速を設定し、衝突リスクを低減すること。 ハ 事業実施によって発生する騒音による鳥類等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>④ 風車の機種については、動物への影響を調査、予測及び評価した結果を踏まえ、環境保全措置を実施する上で必要な構造や機能を有したものを選定すること。 ⑤ 一般的にコウモリは、強風時に飛翔しないことから、適切なカットイン風速を設定し、衝突リスクを低減すること。 ⑥ 事業実施によって発生する騒音による鳥類等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>【由井委員】</p>
<p>(5) 景観 イ 主要な眺望点から主たる眺望方向を見た時の風車の見え方については、風車の存在による眺望阻害を適切に把握するため、フォトモンタージュに加えて動画を作成し、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果について、準備書に記載すること。 ロ 生活圏からの圍繞景観への影響については、対象事業実施区域の周囲に住居等が存在していることから、適切に予測及び評価を行うこと。</p>	<p>⑦ 動画による手法により適切に予測及び評価した結果について、準備書に記載すること。 ⑧ 主要な眺望点から主たる眺望方向を見た時の風車の見え方については、風車の存在による眺望阻害を適切に把握するため、フォトモンタージュに加えて動画を作成し、予測及び評価を行うこと。 ⑨ 生活圏からの圍繞景観への影響については、対象事業実施区域の周囲に住居等が近接していることから、適切に予測及び評価を行うこと。</p>	<p>【平野委員】 【山本会長】</p>
<p>(6) 温室効果ガス 森林伐採や土地の改変および工事や稼働等による温室効果ガスの放出量と再生可能エネルギーの導入による温室効果ガスの削減量を把握すること。</p>	<p>⑩ 事業の実施による温室効果ガスの排出量について、定量的な予測及び評価を行うこと。</p>	<p>【山本会長】</p>

(7) 放射線の量

対象事業実施区域内には、空間放射線量の高い場所があることから、放射線の調査を実施すること。

⑪ 対象事業実施区域内には、空間放射線量の高い場所があることから、放射線の調査を実施すること。

【石井委員】